

大坂開港規則書

大阪軍港規則

第一則

一 居留地運上所之候外國船碇泊場之
相隔不辨利不取締并安治川波濤出
近邊之運上所心張取所之取建事

第二則

一 入出港手致之安之居留地運上所心
之取建事

第三則

一 輸出入荷物免状收税後支者も居及
地於運上取て各斗に以保得輸入荷物
免状之免仍好者も安治川運上所
出張役所おと中請度預出はく是
免士友之人陸揚船は為条は居留地
運上取におと一改済く上借庫に
又免收税く上条の至に引渡事

第四則

一 輸出入荷物も勿論神代より陸揚も荷
物も運上安治川運上新出張役所
船を寄せておと取らるる輸入物を
運割士官之人其船も条は居留地波
戸場におと事

但輸出入荷物も波戸場も安治川役所
中より士官之人為条は不正なるを

改新之旨あり也改之時百を不費と
要す之下一又安治川役所之船を不費
根下宗接改を不費者と並接是舟
取押後之舟同扱て取扱事

第五別

一 大坂港内川口之候に候時之風波有之通
船難世來着入港之數不相整事有之
甚不牟利舟通之港内大船相被系

是を改新とて入港之數を相整は
御今之如外國船入候の如く之を
の士官可及候は別番札を懸け日
通船正しく出来は候は是を能世人
船長は何月何日何時何十分入候何字
何十分番札を箱に附證書を懸番札
士官の差出を届起事

但此法則を破り御意定約面之至料

可差生事

第六則

一 輸出入荷物積卸之處安治川急限平
外川第拾五則に於ては荷物積荷取扱可
否上輸入及び荷物の積荷取扱安治川
第拾五則に於ては事

但此の條は佛米蒙の國之國土家知
存之に付各其國公使に裁決を乞ふ事

第七則

一 港内之室方を定むる其趣法は天保山
燈明臺の方向に仍て室敷を定免標本
を可と事

第八則

一 外國船碇泊中港内は燈台取扱事
處禁煙若相背は者夫各國國土に於て
爲る名定免至れども處重く之料

日本政府上之根據也

第九別

一 居留地之輸入物積卸は従来
所定之居留地ならず波戸場及び
運上ノ下波戸場ノ武蔵ノ限ノ他ノ
積卸ノ多シ者ヲ指シ而シテ取極事

第十別

一 居留地内武蔵ノ下波戸ノ取扱ハ下波戸

居留物積卸を不免若お肖以者有之は
其取扱亦同積卸極事

第十一別

一 居留地并運上所下居留物積卸は波戸
改方ニ依テ輸出スルニ改メテ為階^階是
但相拒以之者之に前々別ニ押重具
因是上ニ適合公然ニ裁別を以テ

第十二別

一 蕪氣船試之為運轉港外三出口節
自今只必國士の船長之出仕付國士より
運上水通信之有之事

但本船番士之御出仕

第十列

一 日曜日夫向倫敦日本國稅日祭礼之休業
滿出入之不免花御船之如之月國士
午艦支之預出之仍日本之終而休業之通

正月三日

同 七日

三月三日

五月五日

六月廿五日

七月七日

同 十四日
十六日

八月朔日

敬重に於納後證書為之出上輸送相免責

免 但長崎横濱六十日限新設新海六十日限

第十六列

一 名控多の荷物積卸し波戸場におき改滿
し上二十日字方を之に更成は是に荷物去則
備庫に於納定期に庫受て之三年

第十七列

一 多量之火菜支物備列に性爆發し不志
居留地内に陸揚せし可し此迄に日多欠備
庫に名建し其旨令し之を去天煤山島場内
火菜庫に於取し庫受て後去居し
し於定事

但此庫に於納後證書者八日迄上新に
し海心に於取し上常も準し

本志日本慶應四辰年七月十日洋曆千八百

六十八年八月廿七日大坂運上船接りたし人
名数候くと盟書言さしとんとも六月を經て
弑殺と石原と条ハ各國公士日本政府と
役人と集會して盟書存せりて条と可
得改者や

英國公士

アイエララウツ

日國公士

ロベツワシ

米國公士

スコットステワルト

佛國公士

レツツ

荷蘭國公士

ビストロユス

オランダ國公士

イウニス

日本大阪府権判事
兼外國官権判事

五代文助

大阪府権判事

大改港規則

.....

本資料は、大阪商工会議所所蔵の「五代友厚関係文書」収録資料のうち、お問い合わせの多いものを抜粋し公開するものです。

資料を複製使用する場合は、あらかじめ申請書を提出し許可を受けていただく必要があります。

手続きにつきましては、下記事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

【事務局】大阪商工会議所 大阪企業家ミュージアム

〒541-0053 大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 B1F

TEL 06-4964-7601 FAX 06-6264-6011

museum@osaka.cci.or.jp

.....